

秩父市優秀建設工事施工者表彰実施基準

秩父市優秀建設工事施工者表彰要綱（以下「要綱」という。）第10条に基づく表彰の実施については、この基準に定めるところによる。

（表彰の種類）

- 1 要綱第2条に基づく表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）優秀賞 工事成績評定点が90点以上の建設工事施工者
又は総合評定点が85点以上の建設工事施工者
 - （2）奨励賞 優秀賞の受賞者を除き、他の模範として市長が認めたもの

（表彰の対象者）

- 2 表彰の対象者は、表彰実施年度の前年度に完成した工事について、請負金額500万円以上で秩父市建設工事成績評定要領による工事成績評定点（以下「評定点」という）が85点以上であることを基本とし、更に優秀賞、奨励賞の対象内容及び共同企業体の取り扱いについては、次の事項によるものとする。
 - （1）優秀賞 総合評定点の算出については、当該年度に完成した評定件数は対象工事を含め2件以上とする。この場合において、対象工事が1件の場合は、その前年度に完成した全工事の評定点を含めるものとする。
 - （2）奨励賞 要綱第4条第2号に基づき、他の模範となる施工を行った建設業者であること。
 - （3）共同企業体については1業者とみなし、単体企業と同様の扱いとし、表彰は、全ての構成員を表彰するものとする。この場合において、構成員に要綱第4条第1号に該当しない建設業者が含まれている共同企業体は、除く。
共同企業体の構成員に、単体企業として表彰の対象工事がある場合は、どちらか1件とし、単体企業の対象工事を表彰候補として選定した場合は、共同企業体の対象工事を表彰から除く。

（候補者の推薦）

- 3 表彰の候補者を推薦しようとする発注課所長は、原則として1建設業者1件を対象とし審査委員会委員長（以下「委員長」という。）へ「秩父市優秀建設工事施工者表彰推薦調書」（様式第1号）を提出する。

（委員会審査）

- 4 委員会における審査は、次の事項によるものとする。
 - （1）委員会は表彰候補者の選定に関する指標として、別表の基準に基づき評定を行う。
 - （2）委員会は、推薦調書、評定点及び総合評定点を用いて選考を行い、「優秀賞」表彰候補者を選定する。

(3) 委員会は、推薦調書及び評定点を用いて選考を行い、「奨励賞」表彰候補者を選定する。

(4) その他、選定に必要な事項を審議することができる。

(審査結果の報告)

5 委員長は、委員会の審査結果を市長に報告する。

(被表彰者の公表)

6 要綱第3条により表彰するときは、被表彰者名簿を関係課所長に送付するとともに、秩父市ホームページに発表する。

別表 総合評定点の算出方法

$$\text{総合評定点} = \begin{array}{|c|} \hline \text{表彰対象工事の工事成績評定点} \\ \hline \end{array} \times 0.6 + \begin{array}{|c|} \hline \text{表彰対象工事に係る建設業者の対象工事を除く当該年度の全工事成績評定点の平均点 ※} \\ \hline \end{array} \times 0.4$$

例1 対象工事の評定点89点で対象工事を除く当該年度の全工事の評定点の平均が83点の場合

$$89 \text{点} \times 0.6 = 53.4 \text{点}$$

$$83 \text{点} \times 0.4 = 33.2 \text{点}$$

$$53.4 \text{点} + 33.2 \text{点} = 86.6 \text{点}$$

$$\text{総合評定点} = 86.6 \text{点}$$

※ 対象工事を除く当該年度に完成した工事がない場合は、当該年度の前年度に完成した全評定件数（1件の場合は1件、5件の場合は5件）の平均点を算出する。